



マイナンバーカードの署名用電子証明書の失効について（第2報）

令和8年8月18日付けの報道発表でお知らせした「マイナンバーカードの署名用電子証明書（暗証番号が英数字6字から16字のもの。以下「電子証明書」という。）の失効（第1報）」について、この度、失効した方の人数が確定し、該当する市民全員に対して、お詫びと今後の手続を案内する文書を発送しましたので、お知らせします。

本事案は、過去の本市の住民記録システムの更新の際、当該システムと全国共通のシステムとの間で、一部の外字※の字形（文字の形状）が正しく引き継がれず、字形が一致していない状態となっていたことによるものです。戸籍に記録された氏名の振り仮名を全国共通のシステムに引き継いだ際、この字形の相違により「氏名が変更された」と誤って判断され、電子証明書が自動的に失効しました。

なお、現在、臨時開庁を含めた窓口体制により、電子証明書の再発行手続を順次進めています。

※ 外字：システムに登録されていないため新たに作成した文字

1 電子証明書が失効した市民の人数

691人（令和8年8月25日確定）

※ 第1報でお知らせした調査対象者数：約850人

2 対応状況

(1) 該当者への通知及び電子証明書の再発行

該当者全員に対し、8月25日にお詫びと今後の手続を案内する文書を発送しました。

なお、失効した電子証明書を再び利用可能とするためには、本人又は代理人が市民窓口課又は市民センターに来庁し、再発行の手続を行う必要があります。8月31日現在、217人の方が手続を完了しています。

(2) 臨時開庁等の対応

通常の窓口対応に加え、下表のとおり臨時開庁を実施しており、受付場所及び受付日時は、発送した文書及び市ホームページでお知らせしています。

なお、手続をされていない方には9月末頃に改めて通知するとともに、10月以降の日程は、随時、市ホームページ等でお知らせする予定です。

【受付場所及び受付日時】

受付場所	受付日	受付時間
呉市役所 市民窓口課	平日（月～金）	8時30分～17時15分
	毎週木曜日（祝日を除く）	17時15分～19時
	9月12日（土）【臨時】	9時～12時
	9月27日（日）	8時30分～16時30分
各市民センター	平日（月～金）	8時30分～17時15分

【臨時】：本件のため臨時で開庁する日程

※ このほか、「8月28日（金）17時15分～19時」、「8月30日（日）8時30分～16時30分」及び「9月4日（金）17時15分～19時」も受付を実施しました。

3 原因

システム間で外字の字形が相違している場合の対応に関する国からの通知は確認していましたが、これまで運用に支障がなかったことから、本市のシステムと全国共通のシステムとの間で字形に相違があることを確認できておらず、必要な対応を行わないまま作業を進めたものです。

4 再発防止策

国等からの通知等を十分に理解し、市民生活に影響を及ぼさないよう的確に対応することが業務の基本であることを、改めて職員に周知します。

本事案のように、委託業務の内容に影響を及ぼす通知等を受けた際は、本市に該当する事案かどうか、委託事業者と十分に確認し、不明な点は国に照会するなど、適切な業務管理を徹底します。